

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号まで、第23号、第24号、報告第1号及び第2号の各号議案、並びに請願第20号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和8年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、14億600万円余の増額となっております。

次に、議案第24号は、国の令和8年度補正予算に係る経費について措置するもので、5億2,900万円余の増額となっております。

両議案を合わせた歳入財源の主なものは、国庫支出金が15億5,300万円余、繰入金が3億1,300万円余、県債が6,400万円余となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,918億8,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で1億2,600万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は232億400万円余となります。

また、総務部の補正予算は、議案第1号が一般会計で3,700万円余を、議案第24号が一般会計で4億円余をそれぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,380億6,500万円余となります。

このうち、総合政策部のサーバ統合基盤運営費についてであります。

これは、庁内各所属のシステムサーバーを集約・統合するサーバー統合基盤が令和9年度末に利用終了となることに伴い、次期基盤へ更新するものであり、庁内基盤とクラウド基盤を組み合わせることで、運用の効率化や柔軟な拡張性の確保を図るものであります。

このことについて委員より、庁内基盤とクラウド基盤の使い分けの基準やセキュリティー対策について質疑があり、当局より、「機密情報を扱うシステムや通信負荷の大きい大規模なシステム等は庁内基盤で運用し、その他のシステムはクラウド基盤に移行するなど、その重要度や規模に応じて適切に配置したいと考えている。また、クラウド基盤の選定に当たっては、十分なセキュリティー対策を講じたものを採用する」との答弁がありました。

次に、総合政策部の「本県とインドネシア政府等との連携合意について」であります。

これは、本県産業の維持・活性化に向け外国人材を安定的に確保するため、インドネシア共和国労働省、移住労働者保護省及びインドネシア送出機関協会と連携合意書等を締結したものであります。

このことについて委員より、「外国人材の確保のためには様々な国との連携合意が必要と考

えるが、インドネシア以外の国とも連携合意を行う考えはあるか」との質疑があり、当局より、「現時点で具体的な計画はないが、外国人材の受入れは、相手国の情勢に大きく左右されるため、安定確保の観点から、複数国との関係構築が必要であると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「外国人材の確保に向け、本県の介護分野の先行事例や他県の事例を参考に、各業種の需要に即した取組を行うとともに、今後の人材獲得競争の激化を見据え、全庁的な組織体制の在り方も含め検討していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部の「みやぎき行財政改革プラン（第四期）の取組状況について」であります。

このことについて委員より、令和9年度の知事部局等職員数の目標値が、令和4年度比で約115人の増員となっている要因について質疑があり、当局より、「宮崎国スポ・障スポの開催に当たり、先催県の事例では大会開催準備に120人程度を要していること、また、危機事象への対応や国土強靱化などの行政需要を総合的に勘案し、目標値を算定した」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県の人口が来年度にも100万人を下回ると予測される中、次期計画の策定に当たっては、適正な職員数の在り方を十分に整理した上で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、福田新一委員長。

○福田新一議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億8,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,430億900万円余となります。

このうち、医療施設等経営強化緊急支援事業についてであります。

これは、人手不足や出生数の減少などによる経営状況の変化に直面している医療機関へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的とするものであります。

この事業のうち、分娩取扱施設と連携して妊婦健診等を行う施設を対象に設備の整備を支援する地域連携周産期支援事業（産科施設）について委員より、「どうしてこの予算が当緊急支援事業で実施される他の事業に比べて少ないのか」との質疑があり、当局より、「本事業の対象施設は分娩を取り扱わない施設であり、数が限られているだけでなく、申請を希望する施設が3施設のみであったことから他の事業よりも

少ない予算となっている」との答弁がありました。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限の変更についてであります。

このことに関連して委員より、認定看護師教育課程の受講者数及び受講期間について質疑があり、当局より、「認定看護師教育課程では、専門知識と技術を丁寧に教育するため、受講者数は10名程度、受講期間は1年間となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「認定看護師の養成は、医師の負担軽減にもつながることから、しっかりとサポートしてほしい」との意見がありました。

次に、令和7年の自殺者数等の状況についてであります。

このことについて委員より、「近年、本県の自殺死亡率は全国の中でも高く推移しているが、その要因をどのように分析しているのか」との質疑があり、当局より、「本県では、男性の自殺者の割合が高く、年代別では、70歳代、80歳代の自殺者が多い傾向にある。また、令和7年は、30歳代以下の女性の自殺者が増加している。自殺の動機については、健康や生活の問題等が複合的に絡んでいるため、本県の要因を明確に示すことは難しい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県の自殺死亡率が他県に比べ、いまだに高く推移している事実を受け止め、本県の実情に応じた自殺防止対策をさらに推進していただくよう要望します。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱

いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、本田利弘委員長。

○本田利弘議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は476億400万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は915億7,100万円余となります。

このうち、商工観光労働部の特別高圧電気料金激変緩和事業についてであります。

これは、国の令和8年度補正予算に盛り込まれた重点支援地方交付金を活用し、特別高圧電力を受電する県内の中小企業等に対して、電気料金の一部を支援することで事業者の負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「今回の事業では医療機関も対象に含まれるのか」との質疑があり、当局より、「医療機関はこの事業の対象

に含まれていないが、福祉保健部において実施している「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」や、今年6月から施行された診療報酬改定において物価対応分の項目が追加されたことにより、対応されているものと考えている」との答弁がありました。

次に、商工観光労働部の「みやざき産業振興戦略の改定について」であります。

このことについて委員より、「みやざき産業振興戦略の改定を機に、同戦略にフードビジネス振興構想を一本化するに当たっては、これまでのフードビジネスの取組が後退することがないよう、具体的な目標値をしっかりと定め、様々なアプローチを行い、さらなる結果を出していくことが重要ではないか」との意見があり、当局より、「具体的な成果指標や取組方針等についてはこれから検討していくこととなるが、フードビジネスのさらなる成長産業化に向け、みやざき産業振興戦略の中でしっかりと整理してまいりたい」との答弁がありました。

また、同部の「第12次宮崎県職業能力開発計画の策定について」であります。

このことについて委員より、「国の方針を踏まえるだけでは、計画が形骸化してしまうような印象を受けるため、今後、県として、しっかりと能力を持った人材を輩出していくという主張を入れていくことも必要ではないか」との意見があり、当局より、「本計画の策定に当たっては、県総合計画や地域の特色などを踏まえるとともに、職業能力開発審議会でも議論いただきながら、本県に必要な産業人材の育成につながるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これらの計画をはじめとする、今後、改定を行う計画等につい

て、本県の現状や社会情勢等の変化を踏まえた実効性のある計画として、数値目標をしっかりと定め、成果が着実に現れるものとなるよう要望します。

次に、県土整備部の「次期指定管理候補者の選定について」であります。

このことについて委員より、選定の対象となる施設のうち、みやざき臨海公園の利用者が減少している要因について質疑があり、当局より、「近年の猛暑の影響に加え、昨年度は音楽・花火イベントの中止や台風、一昨年度は南海トラフ地震臨時情報が発表された地震などの要因が考えられる」との答弁がありました。

また、このほか、現在の指定管理者による自主事業などについても質疑等がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、山口俊樹委員長。

○山口俊樹議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号の1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億9,500万円余

の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は225億8,000万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億1,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は429億800万円余となります。

このうち、環境森林部の新規事業「自然公園等施設災害復旧事業」についてであります。

これは、国立公園、国定公園及び長距離自然歩道における自然公園等施設のうち、災害により被害を受けた施設の復旧を速やかに行うことにより、利用者の減少を最低限に抑えることなどを目的とするものであり、宮崎県の要望で新設されたものであります。

このことについて委員より、「九州自然歩道は補助対象に含まれているが、県立自然公園内の九州自然歩道で災害が発生した場合、どこまでの範囲が補助の対象になるのか」との質疑があり、当局より、「九州自然歩道の災害に該当するものであれば対象となるが、その補助の対象範囲については、現地を確認し、個別に判断することになる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国への要望の結果、今年度から新たに災害復旧事業として別枠で確保された予算を有効に活用するためにも、事業に取り組む場所の選定に当たっては、現地の状況を的確に把握した上で、幅広い視野で検討してほしい」との要望がありました。

次に、環境森林部の「みやざき木育方針の策定について」であります。

これは、造林や木材利用の機運が高まっている中、宮崎らしい木育の方向性を整理し、関

係者が足並みをそろえて木育を推進するための方針を策定するものであります。

このことについて委員より、「これまでも関係団体や市町村と連携し、モデル的に様々な事業に取り組まれているが、本方針の策定により最終的にどのようなようになっていくことをイメージしているのか」との質疑があり、当局より、「これまでの取組に加え、今回の木育方針に基づく新たな取組やその成果についても、関係者や市町村とも共有しながら、先行事例を県内全域に展開することで、関係機関の横のつながりも促していきたいと考えている。また、関係機関の役割を明確にするとともに、世代ごとに効果的なアプローチを行えるよう検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「事例を展開するだけではなく、今の取組の突き抜けた部分や伸びている部分をより研ぎ澄ましていくことも重要であることから、そういった点についても広報するという視点を持って取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部の改善事業「鳥獣被害対策アップデート事業」であります。

このことに関連して委員より、「ジビエ処理加工施設に持ち込まれた野生イノシシについて、豚熱陽性が確認された場合、通常の消毒作業でよいのか、それとも別途定められた基準があるのか」との質疑があり、当局より、「豚熱陽性が出た場合は、使用する機械等を含め、しっかりと施設を消毒することが定められている。今後、県で実施要領等の作成を検討する際は、食品衛生上の観点など関係部局からの意見を聞きながら定めていくことが必要と考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、豚熱陽性が確認

された場合に、ジビエ処理加工施設で働く方がしっかりと理解して対応できるよう、細やかな説明を行うなど、丁寧に対応していただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、地域振興事業会計について、事業費で800万円の増額を行うものであります。この結果、地域振興事業会計の補正後の事業費は3,300万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,337億7,000万円余となります。

このうち、企業局の補正予算についてであります。

今回の予算は、令和8年4月から企業局による運営を休止し、新富町による運営が開始された一ツ瀬川のスポーツレクリエーション施設について、町による安定的な運営を支援するため、初期費用や施設の利用促進に要する費用の補助を行うものであります。

このことに関連して当局より、「所有する財産の譲渡やクラブハウスの改修については、新富町との協議を継続して行っている」との説明がありました。

これに対して委員より、財産の譲渡条件や河川占用許可の取扱いについて質疑があり、当局より、「譲渡条件等の詳細は、今後協議し、決定する。河川占用許可については、河川管理者と協議を行い、譲渡の時期に合わせて、新富町が許可を取る方向で調整を行う」との答弁がありました。

これに対して委員より、「財産を譲渡する際は、条件を明確化するとともに、町に対して適切な支援を実施していただきたい。河川占用許可については、法令を遵守しながら時期を逸することなく必要な手続きをしていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の新規事業「県立高等学校等教育改革体制強化事業」についてであります。

この事業は、文部科学省が示す「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、県立高等学校の魅力化を実現するため、産官学連携による教育改革推進会議の運営や、高校教育改革実行計画の策定・推進、また、定量データを用いた分析等を実施するものであります。

このうち、高校教育改革実行計画について当局より、「産業界や学識経験者、行政、教育関係者等で構成する教育改革推進会議で協議を重

ねた上で、計画を策定していく」と説明がありました。

これに対して委員より、「計画の策定に当たっては、学識経験者や専門家の意見だけでなく、当事者である生徒や保護者の意見も反映できるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、警察官の過失により発生した交通事故4件について、専決処分を行い、損害賠償額を定めたことについての報告であります。

この報告に関連して委員より、再発防止について質疑があり、当局より、「交通事故を起こした職員に対して、再発防止訓練や運転技能講習会などを実施している。また、交通事故に関する注意喚起の情報を職員向けに発信するなど、事故防止に向け、総合的な対策を進めている」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました、議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号、請願第20号の不採択について、反対の立場から討論を行います。

議案第8号は「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例」です。

問題とするのは、改正の内容の中に、「認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者について、1人に限って、園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる」としていることです。

園に特定理学療法士の配置の必要性はあっても、特定理学療法士が専門性を有する保育士に代われるものではありません。事実上の保育士の不足が、現場の保育士への過度な負担や保育の質の低下につながりかねません。本来、保育士の配置基準そのものが過酷な状況であることの抜本的改善こそ図らなければならないと思います。

次に、議案第18号「宮崎県総合計画の変更について」です。

令和4年に策定された長期ビジョンに基づき、翌令和5年に現行の総合計画アクションプランが作成されました。

令和22年（2040年）を展望したこのアクションプランでは、県民が安心と希望を持って暮らし続けることのできる社会の実現に向けての指針が示され、その計画には、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が位置づけられ、デジタル田園都市構想をも踏まえたものとして推

進されました。

しかし、地方創生戦略をもってしても、人口減少、気候危機、医療や子育て、教育、人権、エネルギー、農林漁業、デジタル化に伴う個人情報問題などなど、課題は依然として残されています。

今回の総合計画長期ビジョンの改定は、来年度改定予定のアクションプラン策定に向けての見直しを行うとするものです。

今回の長期ビジョンでも、宮崎県の現状、将来に向けた課題が述べられておりますが、現状も課題も、もっと幅広く、もっと深くつかむことが必要だと思います。

人口減少問題などは、「日本の人口減少は人為的・経済的な人口減少であり、グローバル資本主義のゆがみを正さない限り続くもので、構造的なもの」と、自治体問題の専門家が指摘しています。このことは、根本的な国の施策であることはもちろんですが、自治体でも、現象だけを追うのではなく、その分析と対処策が重要です。

また、展望する2040年は、高齢者の人口がピークを迎え、人口減少とともに、高齢化社会の在り方も大きく問われるものです。医療・介護の体制の充実は待ったなしです。ここに、憲法でうたう「地方自治の本旨」「基本的人権の保障」の観点が生かされることが重要です。

長期ビジョンの要は、何より県民全てが安心して住み続けられる宮崎にすることです。そのためには、まず、平和が守られることです。戦争の危険から県民を守ること、そのためにも、県民を取り巻く危険な状況を取り除くこと、現実をリアルに把握し対処する自治体の立場を明確にすることです。

こうした観点を持って、年齢を問わず、県民

の生存権を守り抜く県行政であるための総合計画になることを求めたいと思います。

次に、報告第1号及び第2号の「専決処分の承認を求めることについて」です。

いずれも地方税法の改正による県税条例の改正ですが、問題とするのは、その改正内容で自動車税環境性能割を廃止するとしていることです。

自動車税環境性能割は、自動車の取得の際、その車の燃費性能や排ガス性能など環境性能に応じて課税する県税で、政策目的にも効果的です。しかし、今回の環境性能割の廃止によって、自動車の脱炭素化などを遅らせることにもつながりかねず、CO₂の削減、地球温暖化対策に逆行することになりかねません。

続いて、請願について述べます。

委員長報告で不採択とされました新規請願第20号について、採択を求めるものです。

本請願は、精神障がい者2級を県の障がい者医療費助成制度の対象とすることを求めるものです。

県議会は、令和6年11月議会で、精神障がい者を県の重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願を、全会一致で採択いたしました。このことは、県に対して、それまで精神障がい者が重度障がい者医療費助成制度の適用外とされていたことを解消するよう求めたわけですが、しかし、助成の適用が障がい者1級にとどまっていることから、障がい者2級にも医療費助成を広げてほしいというのが今回の請願です。

精神障がいを抱える当事者も、支える御家族も、生活の大変さ、御苦労は十分理解できるものです。

本来、国が障害者基本法にのっとり、

3障がい者に差別なく医療費助成をしなければならないものです。国の責任で助成することを求めつつも、それまでの間、県と市町村が協力して精神障がい者を支えることが必要です。

県議会の役割は、県民の御苦勞や困難をしつかりと受け止めて、県民の暮らしや福祉を守る窓口になり、県や国に県民の抱える課題を解消するよう促すことではないでしょうか。そして、そのために必要な施策の予算化は、国や県がしっかりと考えることです。

県議会は、請願の内容が人道上許されないこととか理不尽なこととかでない限り、県民の切実な思い、正当な要求は、しっかりと受け止めることだと思います。

本請願についても、障がいを抱える御本人や御家族が安心して暮らせるよう、不採択などと切り捨てず、請願者の意思を十分に尊重して請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号、第18号、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、各号議案

は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号から第7号まで、第9号から第17号まで、第23号及び第24号採決

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第7号まで、第9号から第17号まで、第23号及び第24号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第20号採決

○外山 衛議長 次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第25号採決

○外山 衛議長 次に、さきに提案のありました、副知事の選任の同意についての議案第25号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第25号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和8年6月23日

宮崎県議会議員 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 川添 博

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部改正について

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○外山 衛議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔卷末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 副知事退任挨拶

○外山 衛議長 ここで、7月30日をもって退任されます佐藤副知事より、御挨拶をいただきます。

佐藤副知事、御登壇願います。

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、このような機会を与えていただきました県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。また、在職中、公私にわたりまして御指導いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

この3年間、東九州道や九州中央道など交通インフラの整備促進をはじめ、環境森林施策の推進、それから観光・スポーツランドの推進、災害対応など、様々な課題に向き合ってまいりました。

その都度、県議会の皆様をはじめ多くの方々のお力添えをいただきながら、何とか職責を果たすことができましたことは、私にとって大変ありがたく、忘れられない経験となりました。

また、県内各地を訪れる中で、私は宮崎の持つ強み、力というものを実感してまいりました。

た。

具体的には、本県が誇る豊かな森林資源、それから全国有数の食料供給力はもちろんですが、あと水力、太陽光等の豊富な再生可能エネルギー、これが本県の電力需要の7割を満たしているという事実にも触れまして、そういう力強さというものを実感したところであります。

さらに、椎葉村の集落を訪れたときに、災害で孤立していたときでも、地域の皆様は、支え合いながら、それぞれが自分たちの力を担って、何とか自分たちの力で生活を維持できたという話を伺いまして、宮崎には、地域を自ら支え困難を乗り越えていく、そういう力が根づいているんだということを強く実感したところです。

私は、こうした宮崎の地域力というものについて、それが不透明な国際情勢の中でも力強く未来を切り開いていくことができる強みだというふうに強く確信しているところです。

この3年間、宮崎で皆様と共に汗を流し学ばせていただいた経験は、私にとってかけがえのない財産であります。

今後、活動の場は移りますけれども、宮崎の持つ可能性と地域の底力を念頭に置きながら職責を果たし、宮崎の発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。

結びに、皆様方の御健勝と御活躍、そして宮崎県のさらなる発展を祈念申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 丁重な御挨拶をいただき、誠にありがとうございました。

佐藤副知事におかれましては、令和5年7月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変

令和8年6月23日(火)

な御尽力をいただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。

国に戻られましても、さらなる活躍を御祈念申し上げます。誠にありがとうございました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 これをもちまして、令和8年6月定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会